

## 近世の系譜と今日の位牌

武井基晃（筑波大学人文社会系）

【たけい もとあき】筑波大学人文社会系准教授。

1977年山梨県甲府市出身。専門は民俗学。2005年筑波大学大学院歴史・人類学研究科博士課程修了。2006年樹人医護管理専科学校応用外語科助理教授(台湾)を経て2009年から現職。

祖先祭祀への関心から沖縄での調査・研究を行う。近年は、琉球家譜資料にも関心に向け研究を行う。著書に、「南西諸島における葬送・洗骨・墓参の変化」『国立歴史民俗博物館研究叢書2 民俗学が読み解く葬儀と墓の変化』（朝倉書店、2017年）などがある。



今回は、お墓の企画ですけれども、宮城先生のほうから別的话题が出せないかということで、「近世の系譜と今日の位牌」と、葬るよりは、祀るという方向の話を用意いたしました。

「女元祖」とわざわざ記された位牌が作られて、門中の神屋の神棚に置かれているのを調査の際にみせてもらったことがあります。【図1】は、2003年に私がまだ大学院生だった頃に写真を撮ったものです。その当時は沖縄のことについて勉強ははじめでしたけれども、これは位牌の禁忌・女元祖に当てはまるのではないかと思います、「これ、いいんですか？」と疑問を投げかけて話をうかがうことができました。



図1 「女元祖」の位牌

本日は、この位牌の事例について、沖縄の祖先祭祀の文脈で考えると、どんなことが言えるのかというお話をしたいと思っております。

禁忌の一つ、女元祖と明記された位牌が、わざわざ作成された事情、位牌祭祀の理想と現実、禁忌であることを受容し

た上で祀るという選択について、子孫の方々から聞いた話をまとめました。

まず、今日の沖縄において、位牌継承に関する四つの「禁忌とされているもの」について、この講座に参加する沖縄の皆さん方にとってはもう当たり前かもしれませんが、おさらいとして【図2】で確認いたします。【図2】の右側には、いわゆる儒教的な考え方に当てはめるとどうなるかを参考として載せました。

まず一つ目は、嫡子押込（チャッチウシクミ）で、嫡子を押し込めてはいけない、つまり、長兄（長男）が跡を継がなければいけない、次男・三男以下は継げないというルールであります。儒教的には長幼の序列によく似ているとも言えます。

次に兄弟重牌（チョーデーカサバイ）ですね。兄がいったん跡を継いだ後、その次の後継ぎとして弟が継いではいけない。これは、つまり継承者を次の世代に送らなければならないという意味でありまして、儒教的な世代規定によく似ている考え方です。いとこというのも同世代になりますので、いとこの継承も禁止した従兄弟重牌（イチュクカサバイ）という言葉もあります。

三つ目は、他系混交（タチーマジクイ）です。他の系統が混ざってはいけないという意味で、他の血筋からの養子を禁止するという考え方です。母方からもいけないとされるので、養子を取るなら父方の血筋から見つけなければなりません。異

禁忌	説明	≒儒教
嫡子押込 チャッチウシクミ	長兄が跡を継がなければならない	≒長幼の序列、世代規定
兄弟重牌 チャーデーカサバイ	兄の跡を弟が継いではいけない = 次の世代が継がなければならない。 * 従兄弟の継承(イチユクカサバイ)も禁止	
他系混交 タチャーマジクイ	他の血筋(母方含む)からの養子の禁 = 養子は父方・男系の血筋から。異姓の婿養子も禁止	≒異姓不養
女元祖 イナグガンス	女性(妻・娘・妹)は継承できず、継げるのは男性のみ	≒父系・男系血統主義

図2 「四つの禁忌」の整理

姓からの婿養子、つまり娘と結婚したよその血筋の男性による継承も禁止とされ、儒教の異姓不養の考え方と重なるものであります。ただし、実は婿養子というのは、日本・大和のほうでは禁じる規制・ルールはあまりありませんでした。むしろその家の娘の婿として、優秀な人材を迎え入れるチャンスとして考えられていたわけです。しかし、今日知られている沖縄のルールでは他系混交、混ざってはいけないと、よくいわれております。

そして四つ目、女元祖(イナグガンス)は、女性は妻でも娘でも妹でも継承はできず、継げるのは男性のみであるとされるルールでして、儒教的な父系・男系血統主義によく重なるものと知られております。以上、四つの禁忌について紹介いたしました。

これらは琉球王府時代以来の伝統であるかのように伝承されてはいるんですが、実際には琉球王国終焉後、近代以降に民間において流行した禁忌であることが既に民俗学や関連学問で知られております。農村に位牌が導入された頃に、民間宗教者・霊的職能者によって必要以上に父系血縁の重視が広められた結果として、近代以降に定着していった考え方であります。

例えば、大正時代1925年に、佐喜眞興英が『シマの話』という本で次のような文章を書いております。「ユタが正當なりとなす祖先系統」として、「(イ)系統は男系による血族によつて相續」、「(ロ)

養子は血内の養子であつても昭穆に於て合せねばならぬ」などのルールを挙げて、「ユタは祖先の足らざるを子孫が正し補ひ、祖先を完全なるものになすことが出来ると説いた」と批判的に書いております。同じく佐喜眞は1919年に発表した文章で「自身の正統の先祖をあくまでも知らうとする馬鹿げた要求が絶えない間は此の整理事業が琉球人の信仰生活の大部を支配」し、そもそもその整理の方法が「出鱈目」に基づくため「整理をして貰へば貰ふ程神元祖の問題が紛糾して来る」と、より直裁的に批判しております。

にもかかわらず、現在でも避けるべき禁忌であると強く認識され、時には過去の継承にまでさかのぼって修正するシジタダシ(筋正し)が図られ、結果としてせつかく続いてきた従来の系譜関係が解体されてしまうことも起きています。

そもそも、先ほど説明したような厳しい四つの禁忌を遵守していたら、近世琉球の士(サムレー)の家系は簡単に断絶してしまいます。そういうわけにはいきませんので、系図座の設置(1689年)後に実態を踏まえて制定された法律=系図座規模帳(1730年)にも対応策が規定されました。それ以前の継承はさらに緩やかでした。ですので琉球の近世から続いているルールであるという言い方は、事実と異なります。

例えば、琉球王国時代の士において、嫡子が家を継げなかった場合、「次善の策として排行(弟が

嗣ぐ)・猶子(甥が嗣ぐ)・過房(一門から立嗣)」が家譜に多く見られ、さらに「血縁よりも家の存続、すなわち家格の承継、家産の相続が大事で(略)過継(他系養取)は王府系図座でも認められていた」ことが平敷令治先生の『沖縄の祖先祭祀』に書いてあります。たとえ他系混交であっても王府系図座で認められていたことが家譜に残っています。

また最近出た『沖縄県史』の小熊誠先生による『各論編9 民俗』にも「適当な同姓養子が身近の親族にいないければ、妻方や母方あるいは新参士族や無系の異姓から養子を取ってもよい」というルールが、琉球王府の士にはありました。そうしないと家が絶えてしまうからです。

ところが、先に紹介したように、また皆さんご存じのとおり父系を強調した系譜関係と四つの禁忌が近代以降に知れ渡りました。しかし、これら民間の門中や四つの禁忌が比較的新しいということや、琉球王府時代の士の家の継承とは異なるルールだということは、あまり知られておりません。その結果、現在、琉球士族の門中もそれ以外の門中も、昔から同じくずっと続くものであり、同じ規範を琉球時代から守ってきており、今も守ってしかるべしとされております。実際のところ、現在の在り方は王府時代の士の継承よりもはるかに厳密で厳格で、例外が認められにくいものであるにもかかわらず、です。

そうなると、系譜が残る門中にはある悩みが発生します。厄介なことに、士族系門中が持つ琉球王府時代の家譜をはじめ近世の系譜には、現代の規範に照らせば禁忌と見なされてしまう継承がたくさん記録されています。当時は禁忌ではなかったのに、後になってから禁忌とされてしまうという状況です。しかもそれを発見した人は、当時の継承時に禁忌を犯した、ルールを破ったと考えがちなんです。そこで、時には近世の王府時代までさかのぼるシジタダシがなされ、従来の祖先祭祀の崩壊も起きてしまうわけです。

従来の祖先祭祀の崩壊例を簡単に説明しますと、元祖以来ずっと今日まで続いてきたX氏門中において、先祖の系譜の途中でよそ(Z氏)から養子を招いていることが分かりました。そうすると、養子の実家(Z氏)の拝みに参加しなければなら

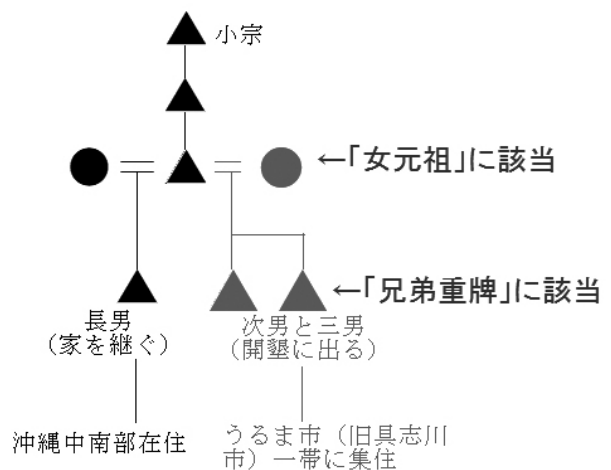


図3 本事例の関係者の系譜関係

ないというシジタダシが発生して、最初のX氏の元祖を拝む人がいなくなってしまう。しかしX氏門中の人たちにはせっかく今日までX氏として栄えてきたという思いもあって、今まで拝んできた元祖を棄てたり、家名を棄てたり、家譜に記される先祖を無関係な人と容易に言ったりはできません。そんな、悩みも発生するわけです。

さて、概説的に禁忌の話や琉球の士以来の士族系門中の今日の悩みについて説明してきました。次は具体的な事例について説明したいと思います。旧具志川市から沖縄市に集住している、ある士族系の門中の事例です。この門中の小宗に当たる家は長男系が継いで続いているのですが、琉球王府時代にそこから分かれてこの一帯に田舎下り・屋取(ヤードゥイ)をし、開墾に乗り出した次男と三男の兄弟を初代(タチクチ)とする門中について今回話題にします。平成の段階で460名と聞いております。

この初代の兄弟は、2000年代初頭に完成した共同の御神屋で祀られているのですが、そこにはさらにこの兄弟の実母も祀られています。この女性は後妻で、長男を産んだ母とは違う女性だったため、実子である次男・三男と共に開墾に出たと伝えられております【図3】。

初代兄弟の母という重要人物の祭祀は続けなければなりません。しかし、この母を祀ることは女元祖に当てはまってしまう禁忌ともされてきました。といいますのは、女性は夫と同じ位牌に載って共に祀られることが理想とされていたからです。そのためこの母は、位牌は設けずに「女元祖の香炉」

と呼び習わした香炉と共に、門中内の家々で祭祀の役割を回してきました。初代のお母さんだから大事なんですけども、女元祖であり、長年にわたって厄介な存在でありました。

さて、この兄弟と母親について、禁忌の受容を順番に説明していきたいと思います。まず、初代の兄弟たちですが、この兄弟を祀ることも厳密に言えば兄弟重牌の禁忌に該当するかもしれないんですけども、早い段階でこの2人を揃って祀ることは受容されました（禁忌の受容①）。その理由として、1. 本家を継いだ長男系の家のほうは無理なくつながっているので問題はないからです。そして、2. 当地の屋取にいる門中の方々はいずれもこの2人から分かれたことは事実ですので、この2人を揃って初代として祀ることは何の問題もないからです。そしてよくあることですが、3. この次男系と三男系の2軒の間で養子のやりとりを繰り返したため血筋を区別できなくなってしまったこともあり、初代兄弟2人は揃って問題なく祀られております。現在は最適な継承者がいないとのことで、毎年門中から3人ほど役目を輪番で出しまして、門中共同の御神屋でこの初代兄弟たちの位牌を祀っています。この2人については、簡単に受容されました。

しかし一方、2人の母を祀る禁忌・女元祖のほうはなかなか受容されませんでした。つい近年まで彼女を祀る香炉は「預かり元祖」として、引き受けてくれる家を長い間たらい回しにされ続けました。しかし、何と言ってもやはり門中の初代の母という重要人物であるので、正式に門中の子孫たちみんなで祀ることになりました（禁忌の受容②）。2003年頃の出来事です。その頃、門中の御神屋もできたので、そこに引き取ろうという話が具体化したわけです。ところが、正式に祀るために香炉から移して位牌に載せて御神屋に安置するには、このお母さんの名前が分からなければなりません。まだその名前が分からないので、それまで呼び習わしてきた「女元祖の香炉」の呼称どおり、「女元祖」の文字を記載した位牌が作られるに至ったわけです。これを作って御神屋の神棚に置くときには、もう禁忌の受容は済んでおり禁忌を恐れる気持ちは薄れ、初代の母という大事な人をみんな

で祀ろうという話になっていました。

ここに掲載した「女元祖」の位牌の画像は2003年に撮影したのですが、2004年にはこの位牌は処分されてしまいました。本来だったら残るはずがなかったこの事例に偶然出会えて写真に残すことができたわけですが、この門中にとってこれは過渡期の一時的な方法でした。その後、初代の母を祀るには名前がやはり必要なので宗教者に頼んで名前を付けてもらいました。その宗教者（ユタ）からすれば名前を「付けた」のではなくて、本来の名前を「明らかにした」のかもしれませんが、とにかく名前が決まったので「女元祖」の位牌は燃やされることになりました。無事御役御免です。2004年の5月15日までにこの処理を済ませました。現在は母と兄弟たちの3人の名前を刻んだ位牌が御神屋で祀られ、祖先祭祀の対象となっております。

こうして、この門中では初代兄弟の「兄弟重牌」とその母の「女元祖」を受け止めて、開墾の祖である母子らを特定の継承者を立てずにみんなで門中共同の御神屋で祀るという選択をしました。長年、悩みの種だった《禁忌の女元祖》はいなくなり、《受容された女元祖》が御神屋の位牌に居場所を得たわけです。禁忌を避けるのではなく、禁忌であってもきちんと祀るように民間の宗教者のサポートを得ながら、子孫に受け容れられた事例と言えるでしょう。その受容の過程で一時的に作られた、わざわざ「女元祖」と書かれた仮の位牌、ひいては女元祖の文字そのものが燃やされて灰になり、そして名前を与えられた母が正式な位牌に載せられました。

ただし、女元祖はずっとそこにいます。今もいるのです。そこにいる女元祖をそのまま受容した事例です。「変容の中に見えてくる民俗論理の再解釈」（大越 1986）そして「祭祀実践をささえる在地の論理」（田中 2005）を問い直す事例です。沖縄では、祖先祭祀や位牌継承において規範の遵守が強く求められますが、このようにたとえ規範どおりでなくても滞りなく祭祀を続けるために状況に応じた実現可能な実践が期待されることもまた事実です。

状況に応じて実現可能な実践方法がきつと導き

出せます。そもそも、その規範、禁忌、ルールというのが祭祀継承の現実に即していない場合もあるわけですから、そうなると禁忌が大事なのか、祭祀が大事なのかという問いになります。無理やり適用させる必要のないことについても、選択肢の一つとして知ってもら必要があります。例えば、シジタダシをしないという選択肢、女元祖を棄てないという選択肢が考えられます。

その際に子孫たち皆さんで許容できる、どこまで許せるかという妥協点や譲れない一線の模索は重ねる必要があります。さらに新しいやり方や代替策の導入のためにそれを正当化し、自分たちで納得できる、あるいは必要に応じて周囲を納得させられる説明も用意することが求められます。もちろん、こんなに簡単にいって、みんなで一致団結して処理できるような事例ばかりならばいいのですが、そうではないということも分かっています。祖先祭祀の場合には子孫だけでなく、対象である元祖・先祖たちにとっても、許容できる説明が用意できるとなおいでしょう。

位牌継承を巡る禁忌が強調され、それへの対応が求められる現代の沖縄において、とある決定が、なんとかみんなで協力してうまく受容できた一事例を紹介いたしました。そこに至る前にくり返された説明や、それに対する反論もあったでしょうし、さらに後日談、どんなことが起きたかなども調査して考えなければなりません、それについては課題といたします。

今日は「女元祖」の位牌がわざわざ作られた意味を、沖縄の祖先祭祀の文脈で考えるという試みをいたしました。

#### ◆主な引用・参考文献

- 大越公平 1986「村落祭祀の変容とその要因」『国立民族学博物館研究報告 別冊』3
- 小熊誠 2009「門中と祖先祭祀」『南島の暮らし』吉川弘文館
- 小熊誠 2020「琉球士族による同姓不婚と異姓不養」『沖縄県史 各論編 9 民俗』
- 佐喜眞興英 1925『シマの話』郷土研究社(爐邊叢書)
- 佐喜眞興英 1982(1919 初出)「琉球に於ける祖先崇拜」比嘉政夫・我部政男編『女人政治考・霊の島々 佐喜眞興英全集』新泉社
- 武井基晃 2012「祭祀を続けるために—沖縄の祖先祭祀における代行者と禁忌の容認—」『現代民俗学研究』4
- 田中正隆 2005「地域社会における祭祀の持続と変化をめぐる一考察—トカラ列島の事例から—」『日本民俗学』242
- 波平エリ子 2010『トートーメの民俗学講座 沖縄の門中と位牌祭祀』ボーダーインク
- 平敷令治 1995「史料にみる位牌の承継」『沖縄の祖先祭祀』第一書房

---

---

第43回南島文化市民講座

**葬墓制からみる近世琉球社会**  
**－祖先と子孫の対話－（報告集）**

発行日 2022(令和4)年2月28日  
編集 沖縄国際大学総合研究機構南島文化研究所  
発行所 沖縄国際大学総合研究機構南島文化研究所  
沖縄県宜野湾市宜野湾 2-6-1  
TEL.098-893-7967  
印刷所 有限会社サン印刷  
沖縄県島尻郡南風原町兼城 577  
TEL.098-889-3679

---

---